

屋外広告物の ルールを守りましょう！

良好な景観を維持し、
通行者等の安全を守るためのルールがあります！！

その看板
違反じゃない!?

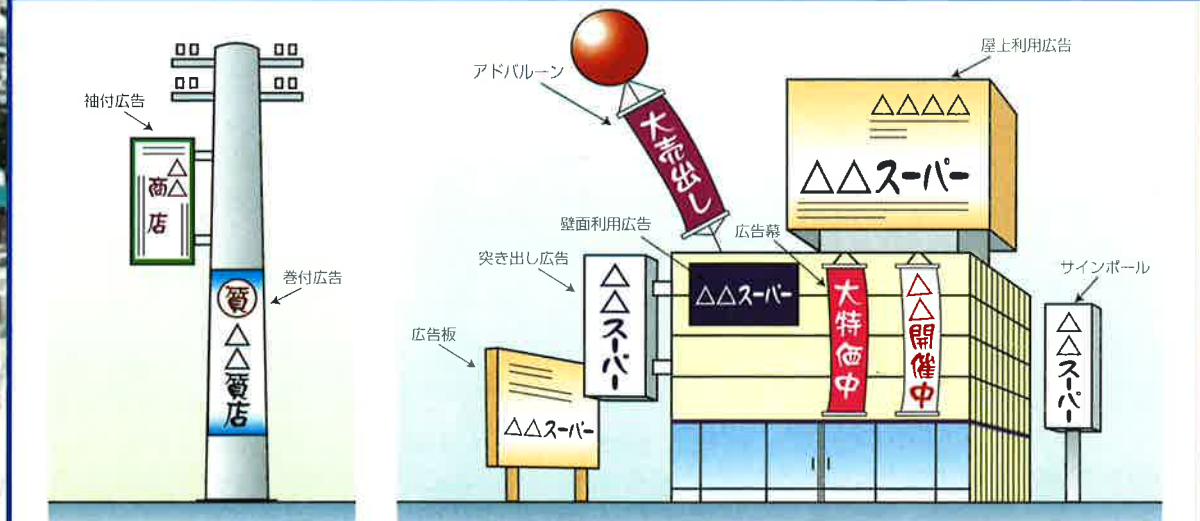
勝手に貼って
いいの??

ダメ!

街が汚く見えるぞ!!

歩行の邪魔よ!!

以下は全て屋外広告物に該当します。 ※営利目的でないものも含まれます。



●どのような物が屋外広告物として、 ルールの対象となりますか？

すべての屋外広告物が、ルールの対象となります。営利目的かどうかは問いません。ただし、許可が必要かどうかについては、一定の基準があり、また、街頭で配布されるチラシは対象となりません。

●なぜ、屋外広告物を掲出するのに ルールが必要ですか？

優れたデザインやセンスのある屋外広告は、身近な情報源として有益であると共に、街に賑わいをもたらします。

その反面、無秩序、無制限に出されたものは、広告としての本来の役割を果たさなればかりか、自然や街の持つ美しさを著しく損なうことになるからです。

●この様な広告物は違反広告物になります。



電柱等に勝手に設置！



カラーコーンを使い勝手に
路上に設置！



看板を勝手に路上に設置！



広告を勝手に電柱に設置！

1

許可の手続きが必要となる場合があります！

2

掲出場所や広告物の種類に応じ、高さや面積などの制限があります！

3

広告の掲出は、埼玉県に屋外広告業の登録をした業者に依頼しましょう！

4

ルール違反の屋外広告物の表示・設置をした場合、罰金等の罰則の適用を受ける場合があります！

●屋外広告物の許可を受けましょう！！

詳しくは「川口市屋外広告物条例のしおり」
(川口市HP)を参照して下さい。

※注意：屋外広告物の許可申請を受ける場合でも他法令に基づく許可等が必要な場合があります。

1. 他人（法人を含む）の所有又は管理する土地や物件（建物や電柱など）に広告を出す場合には、使用承諾が必要です。
2. 屋外広告物を道路上に出す場合には、道路占用許可（道路法：国、県又は市の所管する道路管理者）が必要となります。
3. その他許可等が必要な場合があります。



撤去作業

川口市 都市計画課 景観計画係 TEL048-242-6333

ホームページ <http://.city.kawaguchi.lg.jp>